

くらすポ の 手引き



社会福祉法人広川町社会福祉協議会

1 くらしのサポーター「くらサポ」とは P2

①くらしのサポーター「くらサポ」とは

②活動の内容 P3

③活動の時間

④対象者 P4

⑤利用料金

2 「くらサポ」ご利用までの流れ P5

3 サポーター登録から活動までの流れ P6

4 「くらサポ」のお約束 P7

5 ボランティア活動保険 P8

①くらしのサポーター「くらサポ」とは

進行する少子高齢化や核家族化の進行、地域住民のつながりが希薄化していることによる、社会的孤立や生活困窮、介護や子育てに対する不安など、くらしの困りごとは多様化し深刻化しています。

このような困りごとを抱えた人の中には、公的サービスだけでは解決できない複合的な課題を抱えている人も少なくなく、より柔軟な福祉サービスの構築や住民相互の支え合いの仕組みづくりなど、多様な課題の解決や予防に向けての取り組みが求められています。

そのような現状で、くらしのサポーター「くらサポ」は、制度や公的サービスの狭間にある、自身では解決することのできないくらしの困りごとを抱えた人に対して、地域の住民が主体となって、課題解決を図るボランティア活動です。

住み慣れた地域で、人とのつながりの中で安心してくらし続けることができるように、くらしのサポーター（以下、「サポーター」という）と広川町社会福祉協議会（以下、「社協」という）の協働により、「お互いさまの支え合い」の促進に取り組みます。

※『くらサポ』とは、くらしのサポーターの略称です。

②活動の内容

「くらサポ」は、制度や公的サービスだけでは対応できない狭間にある課題、親族やご近所の協力を含め、自身では解決することのできないくらしの困りごとの解決に取り組むもので、専門的な技術や知識を必要としない範囲でできる活動です。

【活動内容】

活動項目	活動の例
食事の準備	・一時的に調理が困難になった人等の食事の準備 など
ごみ出し	・生活ごみが山積している家のごみの撤去 ・ごみステーションまでの運搬 など
掃除	・窓、床ふき ・家具の移動や設置 など
洗濯	・衣替えの手伝い ・入退院時の布団干し など
買い物代行	・食料品、日用品の買い物の代行 など
通院・買い物の付き添い	・通院や買い物の付き添い ※病院及び買い物先での活動になります。
草取り・庭木のせん定	・玄関周りの草取り ・道路や隣の敷地にはみ出している低木のせん定 など
日曜大工・修繕	・蛍光灯、電球等の交換 ・日曜大工程度の修繕 など

★見守り・話し相手は、全ての活動に含まれます。

※上記の活動内容はあくまでも参考例です。ご要望に応じて、お手伝いできる範囲で活動します。

※内容によっては、依頼者と一緒に活動を行う場合もあります。

※サポーターの登録状況等によって活動の範囲が変動することがあります。

③活動の時間

●日中で、ボランティア活動ができる時間【概ね9：00～17：00】

●活動の時間枠は原則30分から1時間

※ご要望に応じて、お手伝いできる範囲で活動します！

※サポーターの登録状況等によっては、活動の時間帯等が変動することがあります。

④対象者

「くらサポ」の対象者は、制度や公的サービスだけでは対応できない狭間にある課題、親族やご近所の協力を含め、自身では解決することのできないくらしの困りごとを抱えた人を対象としています。

【対象者の例】

- ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- 障がいのある人およびそのご家族
- 子育て中のご家庭やひとり親世帯
- その他「くらサポ」による支援が必要であると考えられる世帯 など

⑤利用料金

「くらサポ」のご利用にあたっては、下記の利用料金をご負担いただきます。

【利用料金】

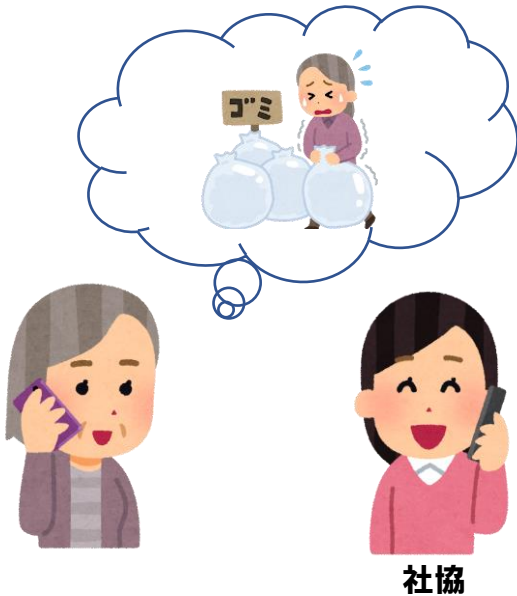
1時間／200円、30分／100円

※「くらサポ」は有償のボランティア活動です。ご負担いただいた利用料は、サポーターの活動費（交通費等）となります。

※買い物代行の際は、事前に購入費をお預かりいたします。

※修繕等、材料費が発生した場合は、実費をご負担いただきます。

※複数での活動の場合は、各人に利用料金をお支払いいただきます。



① まずは社協に相談を！

- ・担当スタッフが相談内容をお伺いします。
ご相談は、お電話でも来館でも、どちらでもOK！
- ・本人に限らず、家族やご近所の方でもご相談いただけます。

② 社協の担当スタッフが、事前に訪問します。



- ・困りごとの詳細や依頼したい内容を確認させていただきます。
- ・相談内容によって、活動可能なサポーターを調整いたします。

※「くらサポ」での対応が難しい場合でも、利用できそうな制度や民間のサービスなどを一緒に考えます！

③ サポーターが活動を行います！

- ・お約束の日にサポーターが活動をいたします。
- ・初回は社協の担当スタッフが同行し、顔合わせを行います。
- ・活動終了後、直接、利用料をサポーターにお渡しいただきます。



お問い合わせ
 広川町ボランティア活動センター（広川町社会福祉協議会）
 ☎ 0943-32-7073



① 暮らしのサポーター養成講座を受講！

- ・暮らしのサポーター養成講座では、暮らしに役立つことや、ボランティア活動に関することを学びます。



② ボランティア活動センターにサポーター登録！

- ・サポーターとして活動してみたいと思われる方は、自分ができる範囲でご登録いただけます！

①と②はどちらが先でもOK！

③ ボランティア活動センターで活動の調整を行います。

- ・相談内容によって、活動可能なサポーターを調整いたします。

④ いよいよサポーターとして活動します！

- ・お約束の日に活動をいたします。
- ・初回は社協の担当スタッフも同行し、顔合わせを行います。

⑤ 活動後、ボランティア活動センターに活動報告。



- ・無理のない活動を心がけましょう
- ・約束した時間を守りましょう
- ・相手の立場に立って考えましょう
- ・活動は責任を持って行いましょう
- ・活動上、知り得た個人情報などの取り扱いには十分に注意しましょう
- ・活動内容の変更や追加があった場合は、一旦ボランティア活動センターに相談しましょう
- ・対応に困ったときは、ボランティア活動センターに相談してください

緊急連絡先

広川町ボランティア活動センター（広川町社会福祉協議会）

☎ 0943-32-7073

**お互いが
出会いと交流を大切にし
楽しみながら取り組む
「くらサポ」に！**

・ボランティア活動保険

ボランティア活動を、安心・安全に行うために、ボランティア活動中のケガなどを補償する「ボランティア活動保険」への加入を勧めています。

加入手続きは、ボランティア活動センターで行うことができます。

令和2年度

広川町生活支援コーディネーター設置事業

広川町ボランティア活動センター運営事業

「くらしサポの手引き」

社会福祉法人広川町社会福祉協議会 編

社会福祉法人広川町社会福祉協議会

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代2165-1

TEL 0943-32-3768 FAX 0943-32-5530 mail hirokawashakyou@tempo.ocn.ne.jp

広川町ボランティア活動センターよかよか

TEL 0943-32-7073 FAX 0943-32-7074 mail hirokawa.vc@dream.ocn.ne.jp